

東京都公報

発行
東京都

目次

29

告示

- 昭和三十年東京都告示第百八十一号（東京都土木費補助規程）の一部改正……………（建設局総務部計理課）…一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 都道の供用開始……………（同）…三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…五
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…五
- 都道の供用開始……………（同）…七
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…八
- 都道の区域変更（四件）……………（建設局道路管理部路政課）…八
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…三
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）…五
- 港湾施設の変更（三件）……………（同）…五

告示

- 港湾施設の供用中止……………（同）…六
- 港湾施設の供用廃止……………（同）…六
- 港湾施設の供用開始……………（同）…六
- 東京都港湾管理条例による臨港道路の占用を制限する区域の指定……………（同）…六

●東京都告示第百六十八号

東京都土木費補助規程（昭和三十年東京都告示第百八十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

別表一の部(三)の項経費に対する補助率の欄中「以内」の下に「（ただし、別に知事の定める基準に該当する市町村道の場合は、二分の一以内）」を加える。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町
- 二 変更の区間 中央区晴海五丁目五番四地先から同所百一番一地先まで

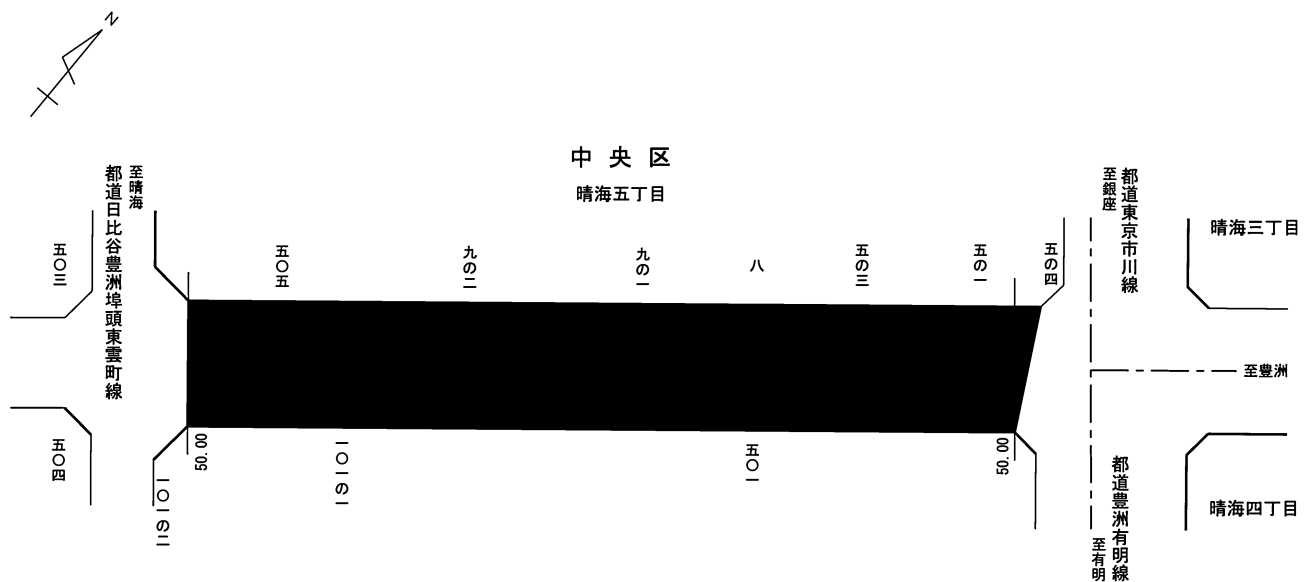
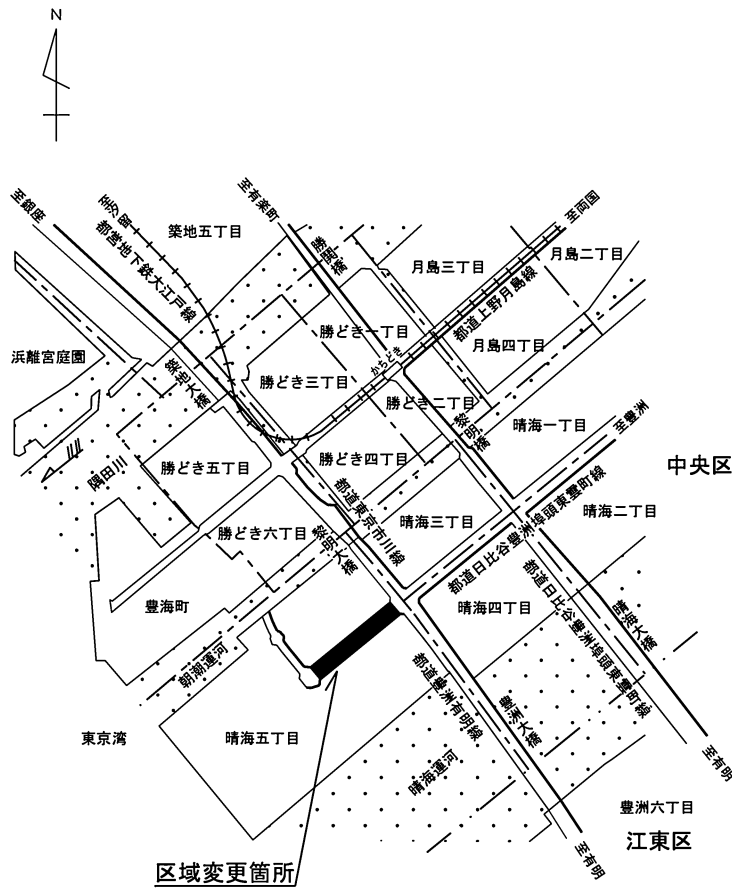
三 変更の概要 別図表示のとおり
四 変更の期日 令和六年四月一日

別図

都道日比谷豊洲埠頭東雲町線区域変更後略図
中央区晴海五丁目地内

都道
特別区道
変更後区域

延長 三三九・三メートル
面積 一六、七二一・九六平方メートル



●東京都告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町

二 供用開始の区間 中央区晴海五丁目五番四地先から同所百一番一地先まで

三 供用開始の期日 令和六年四月一日

●東京都告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

日比谷豊洲埠頭東雲町

二 占用を制限する区間

中央区晴海五丁目五番四地先から同所百一番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和六年四月一日

●東京都告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一（一） 路線名 東京市川

二（二） 供用開始の区間 中央区晴海五丁目一番八地先から同所五百一番地先まで

三（三） 供用開始の概要 別図表示(1)のとおり

四（四） 供用開始の期日 令和六年四月一日

二（一） 路線名 豊洲有明

二（二） 供用開始の区間 中央区晴海五丁目十三番二地先から同所五百一番地先まで

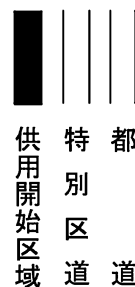
三（三） 供用開始の概要 別図表示(2)のとおり

(四) 供用開始の期日 令和六年四月一日

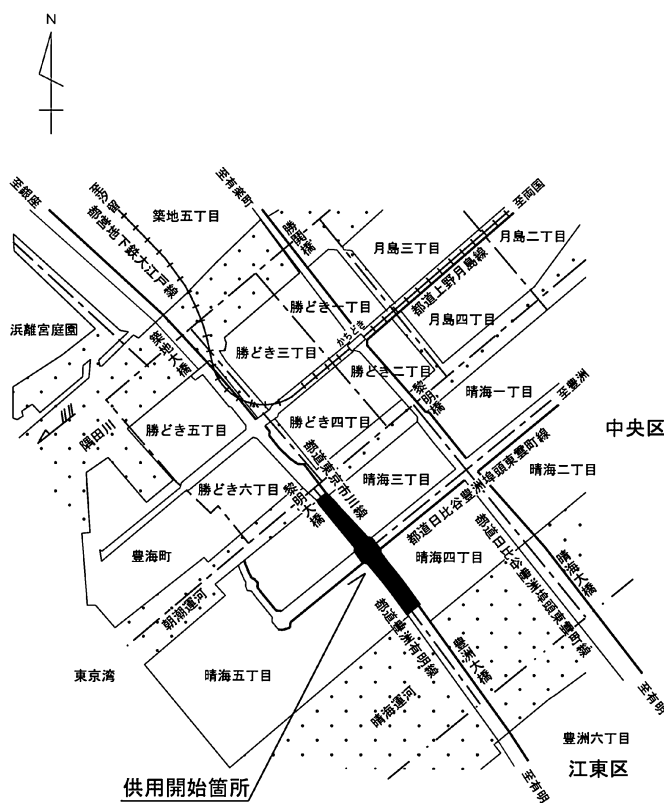
別図

都道東京市川線
都道豊洲有明線
供用開始略図

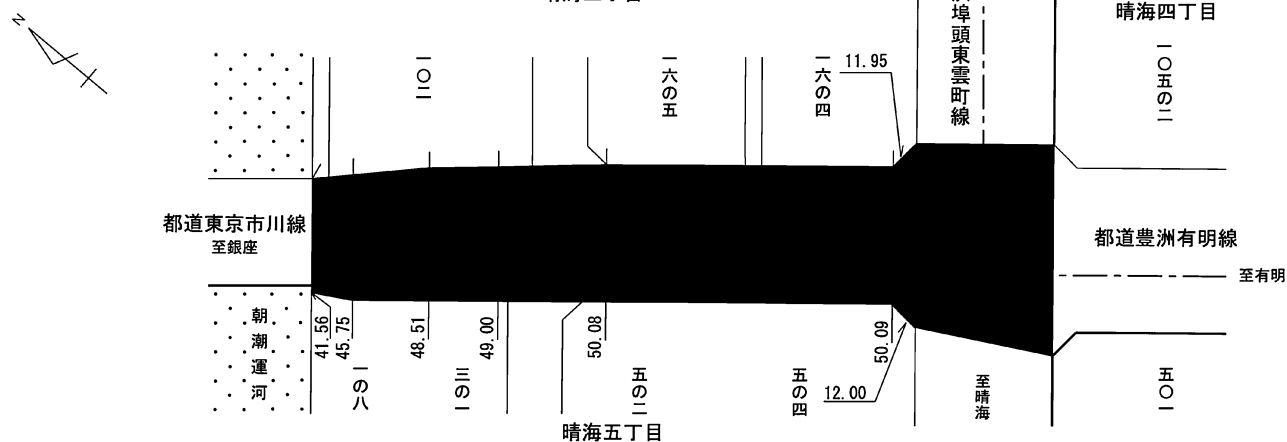
中央区晴海五丁目地内



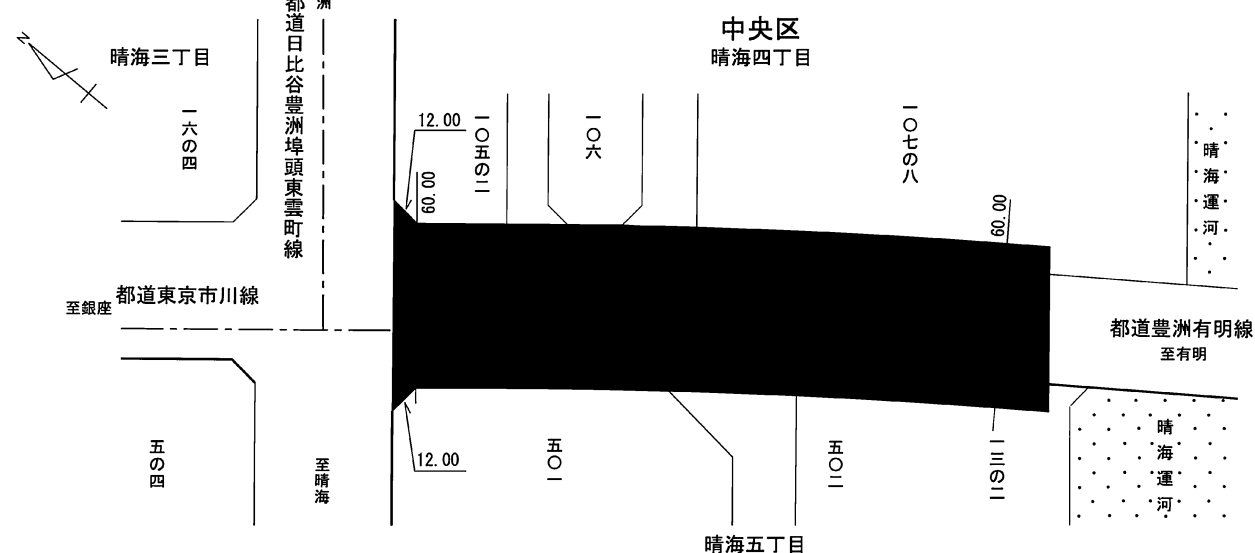
- (1) 都道東京市川線
延長 二七〇・〇〇メートル
面積 一四、四五七・八七平方メートル
- (2) 都道豊洲有明線
延長 二四一・二三メートル
面積 一四、四二六・七八平方メートル



(1) 都道東京市川線



(2) 都道豊洲有明線

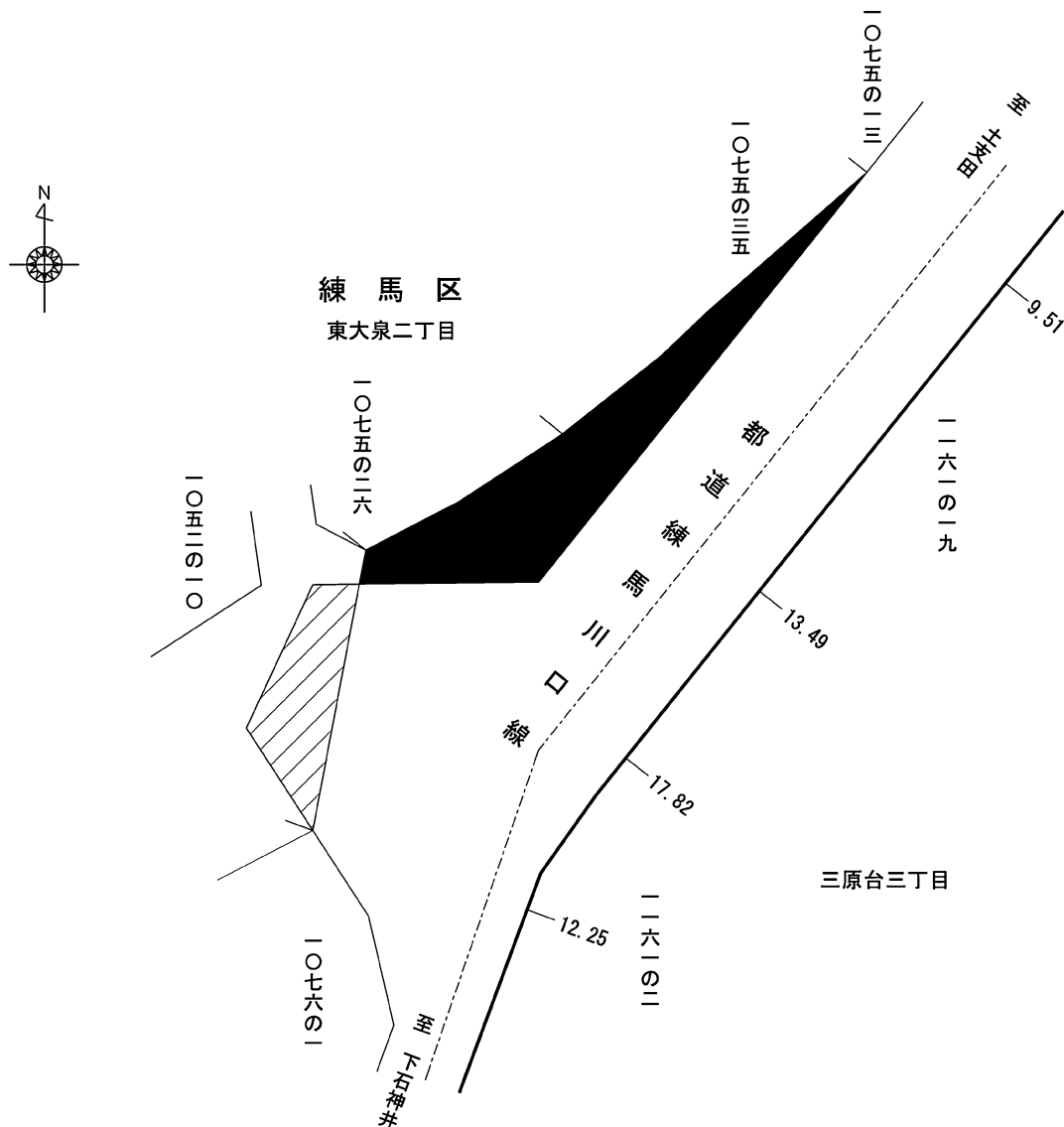
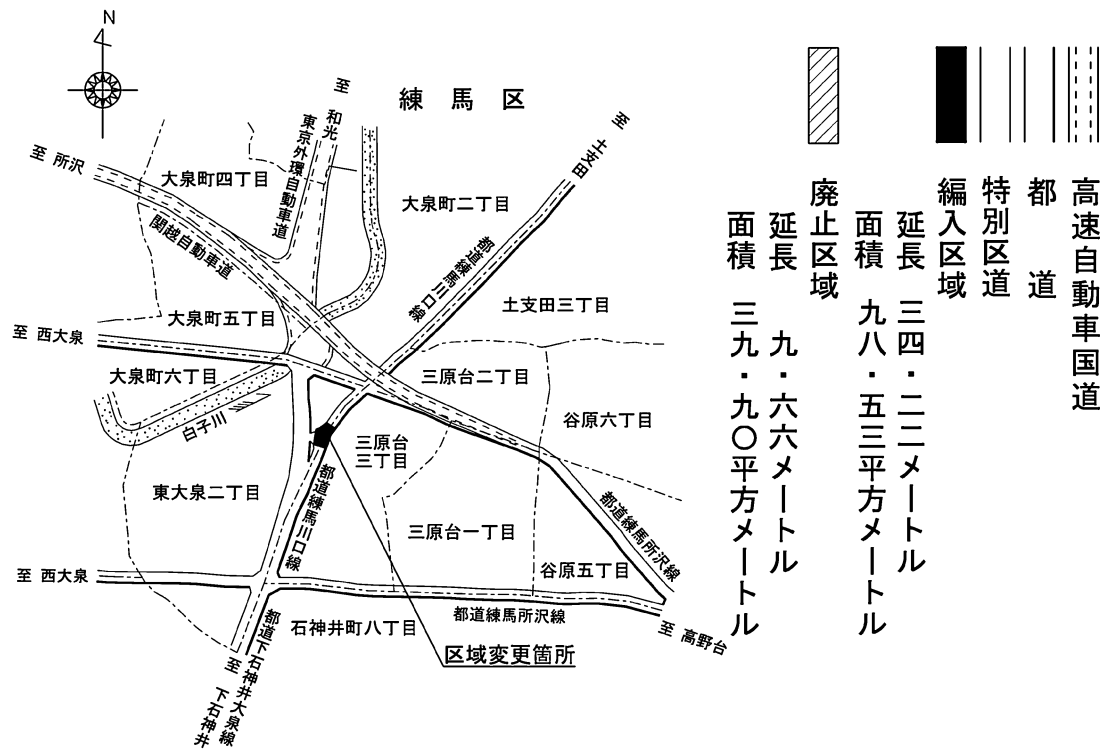


5 令和6年3月29日（金曜日）		東京都公報		(増刊 29)	
●東京都告示第三百七十三号					
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。					
その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。					
令和六年三月二十九日					
東京都知事 小 池 百合子					
一(一) 路線名					
東京市川					
二(二) 占用を制限する区間					
中央区晴海五丁目一番八地先から同所五百一番地先まで					
三(三) 制限の対象とする占用物件					
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）					
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。					
四(四) 占用を制限する理由					
占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため					
五(五) 制限の開始の期日					
令和六年四月一日					
●東京都告示第三百七十四号					
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。					
その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。					
令和六年三月二十九日					
東京都知事 小 池 百合子					
一 路線名		練馬川口			
二 変更の区間		練馬区東大泉二丁目千七百七十六番一地先から同所千七百七十五番三十五地先まで			
三 変更の概要		別図表示のとおり			
		四 変更の期日 令和六年四月一日			

別圖

都道練馬川口線区域変更略図

練馬区東大泉二丁目地内



●東京都告示第三百七十五号

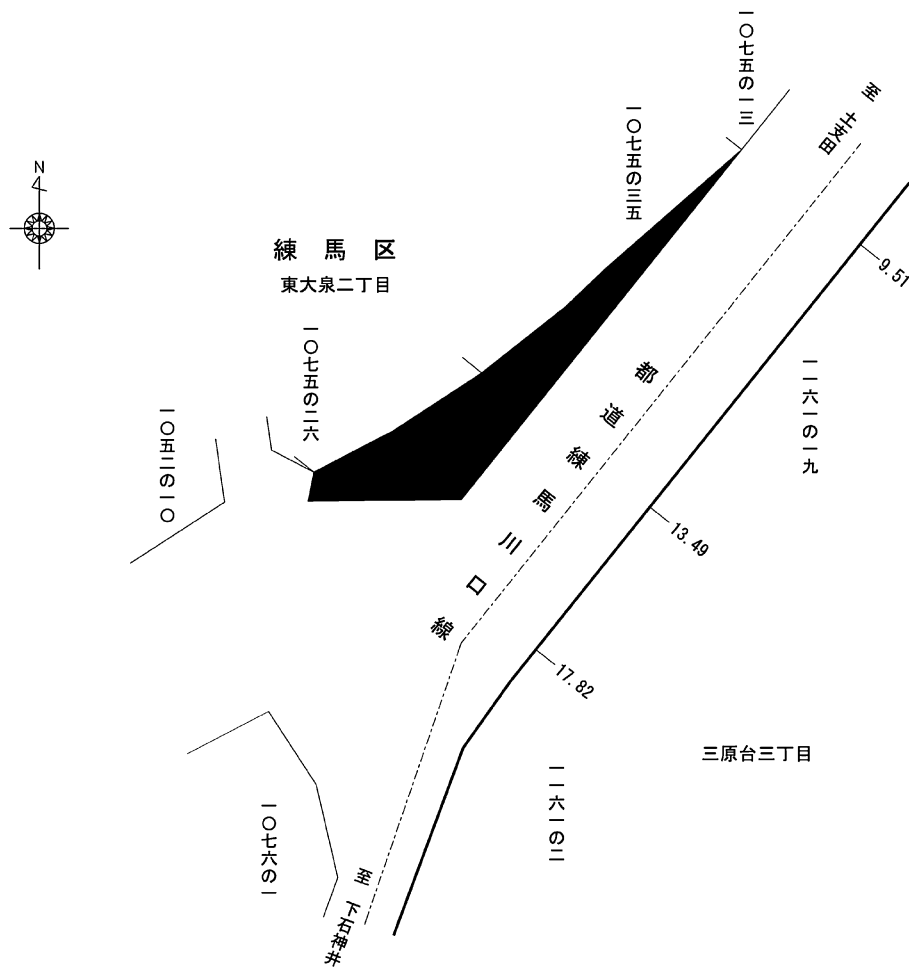
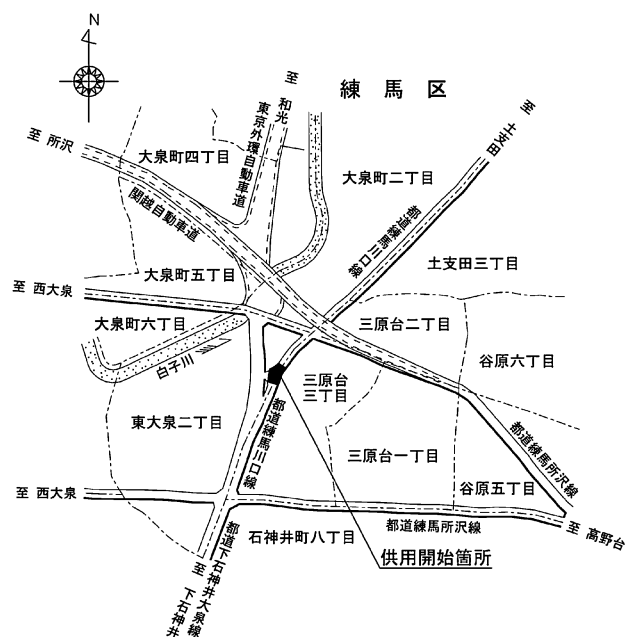
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二

別図

都道練馬川口線供用開始略図

練馬区東大泉二丁目地内

高速自動車国道
都道
特別区道
供用開始区域
延長 三四・二二メートル
面積 九八・五三平方メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十九日

二 供用開始の区間 練馬区東大泉二丁目千七百七十五番二十

一 路線名 練馬川口

三 供用開始の概要 別図表示のとおり
四 供用開始の期日 令和六年四月一日

六地先から同所同番三十五地先まで

●東京都告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

練馬川口

二 占用を制限する区間

練馬区東大泉二丁目千七十五番二十六地先から同所同番三十五地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和六年四月一日

●東京都告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

王子金町市川

二 変更の区間

葛飾区高砂五丁目六百四十八番六地先から同区高砂二丁目八百七十四番一地先まで

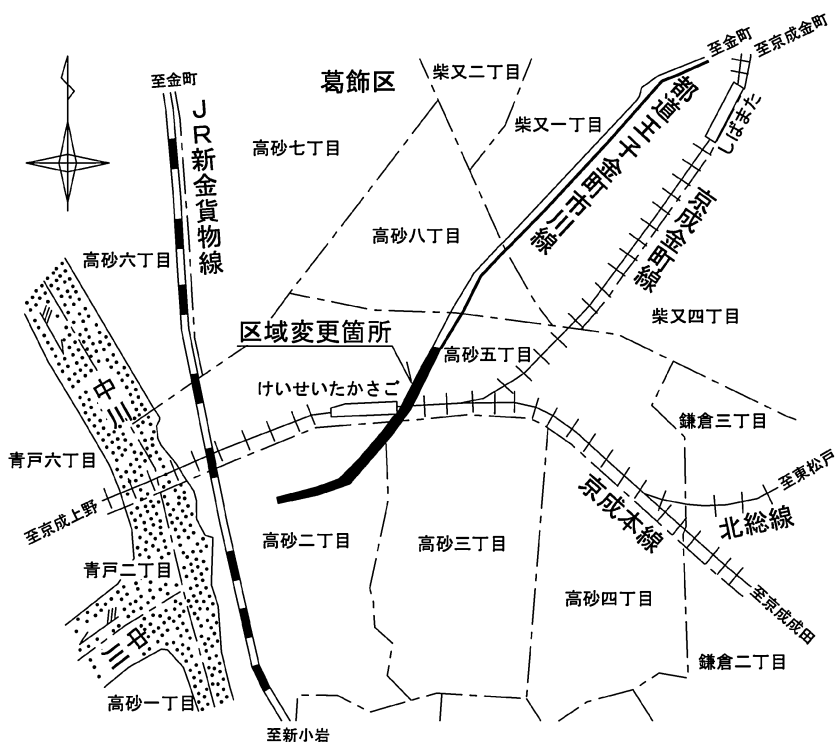
三 変更の概要

別図表示のとおり

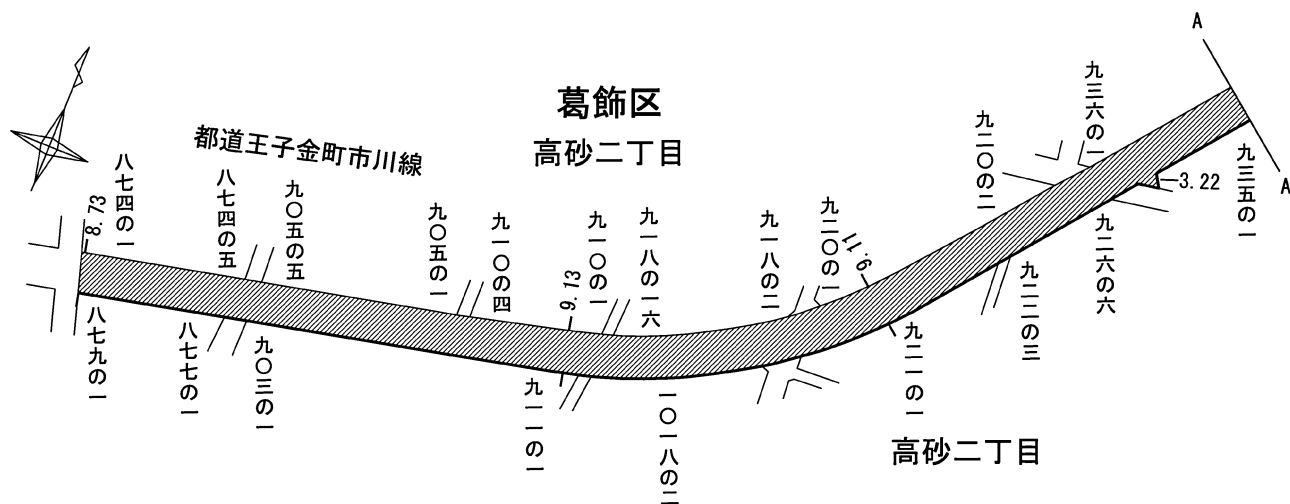
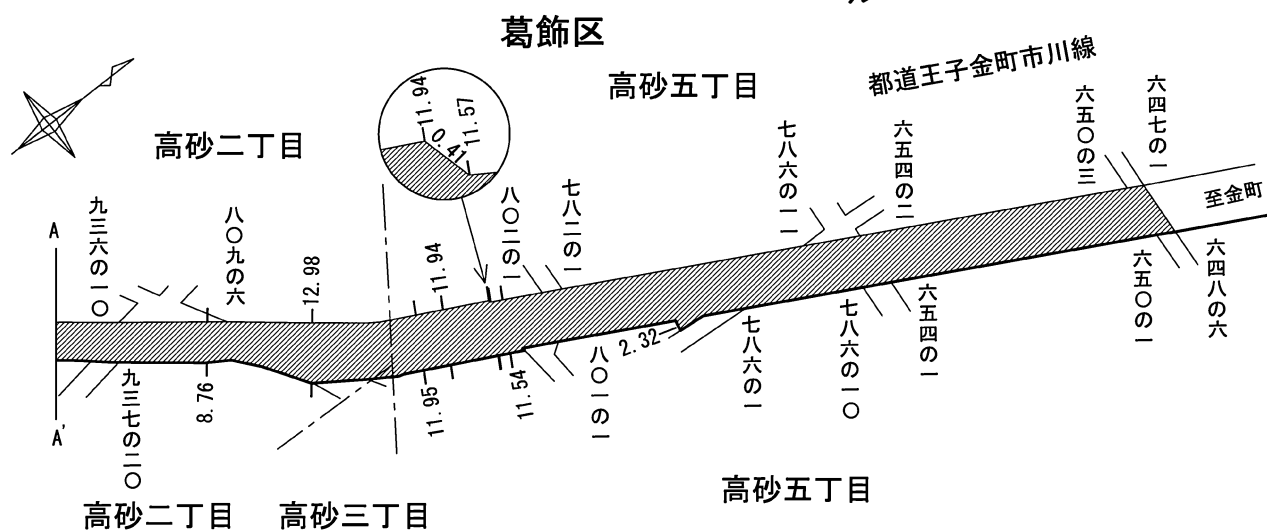
四 変更の期日

令和六年四月一日

都道王子金町市川線区域変更略図
葛飾区高砂五丁目、高砂二丁目



延長 五〇五・七メートル
面積 四、九〇〇・二六平方メートル

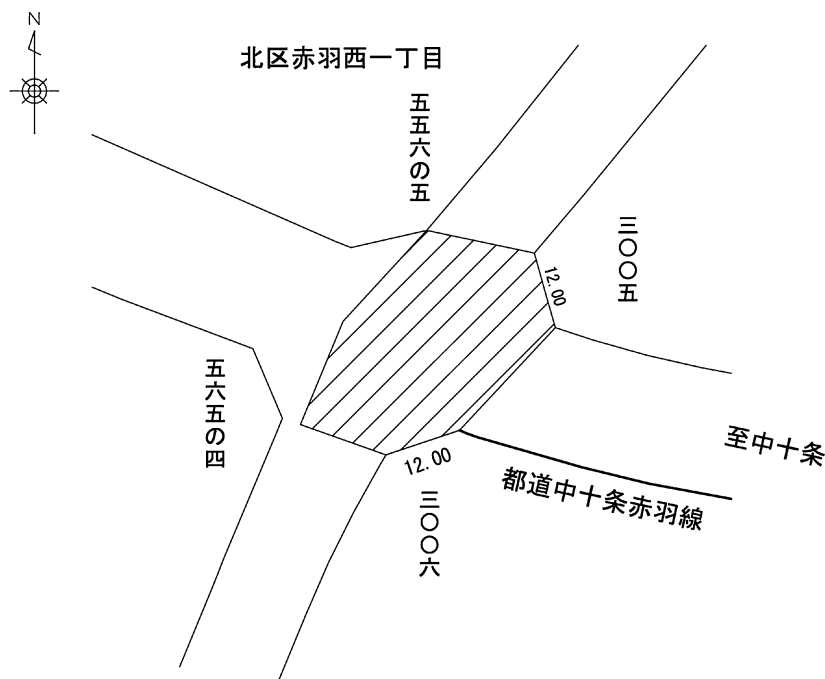
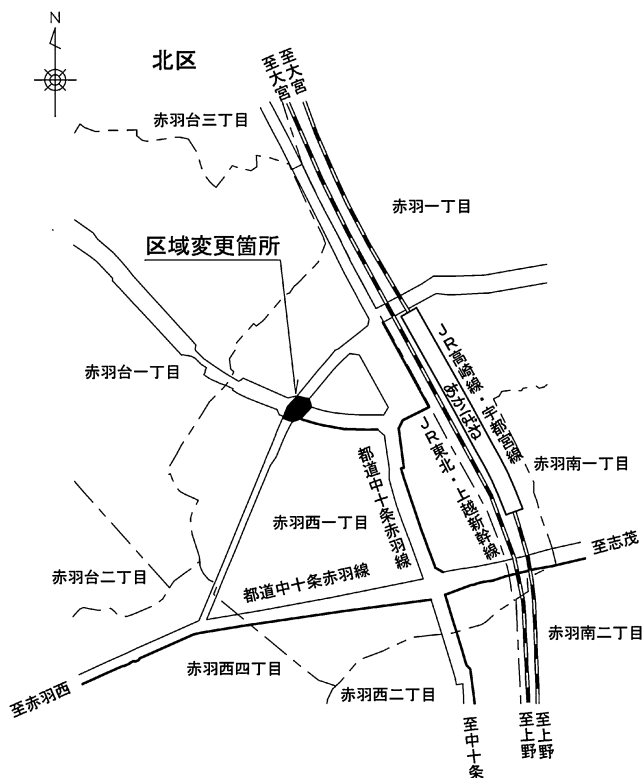


●東京都告示第三百七十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二

別図

都道中十条赤羽線区域変更略図 北区赤羽西一丁目地内

都道
特別区道
廃止区域
延長
面積
三二・六九メートル
八四六・三七平方メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十九日
東京都知事 小池 百合子
一 路線名 中十条赤羽
二 変更の区間 北区赤羽西一丁目三千五番地先から同所

三 変更の概要 五百六十五番地先まで
別図表示のとおり
四 変更の期日 令和六年四月一日

別図

都道本郷赤羽線区域変更略図

北区上十条三丁目～上十条四丁目

●東京都告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二

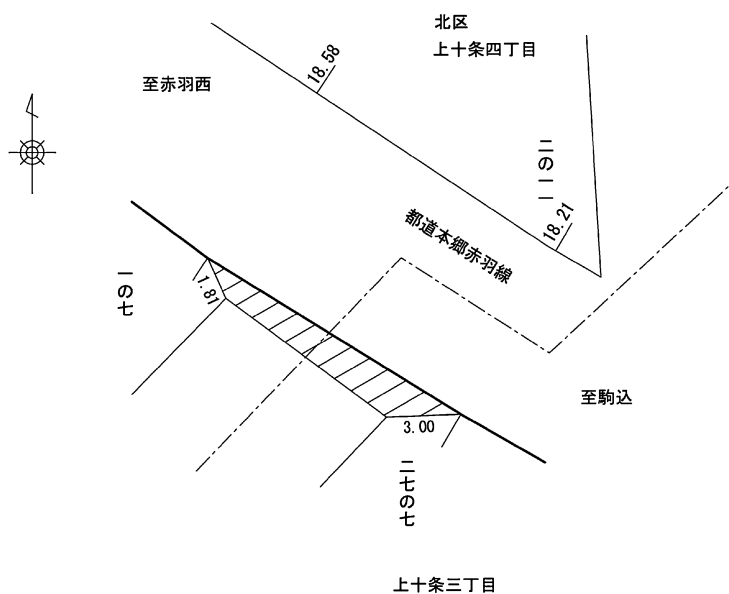
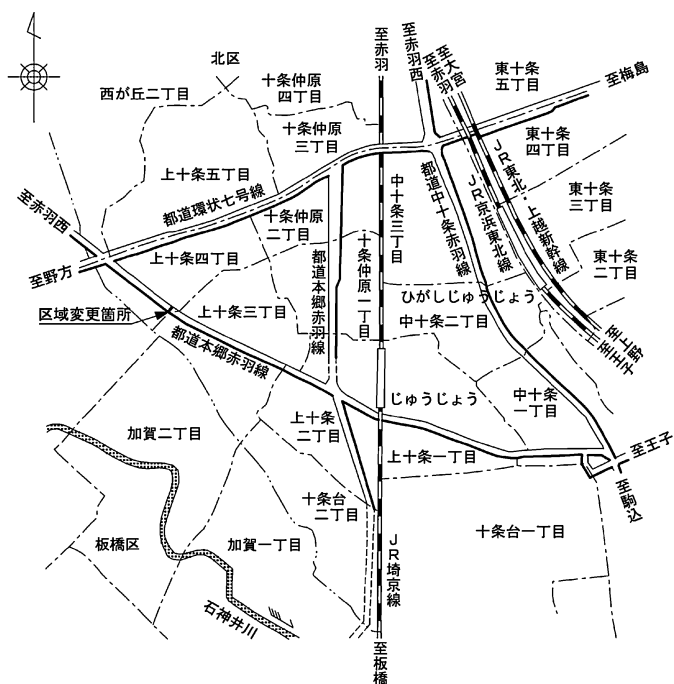
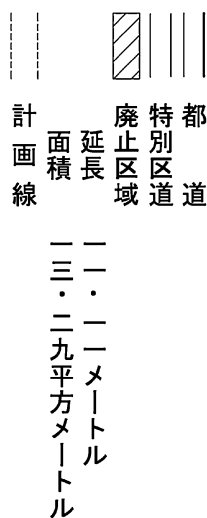
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

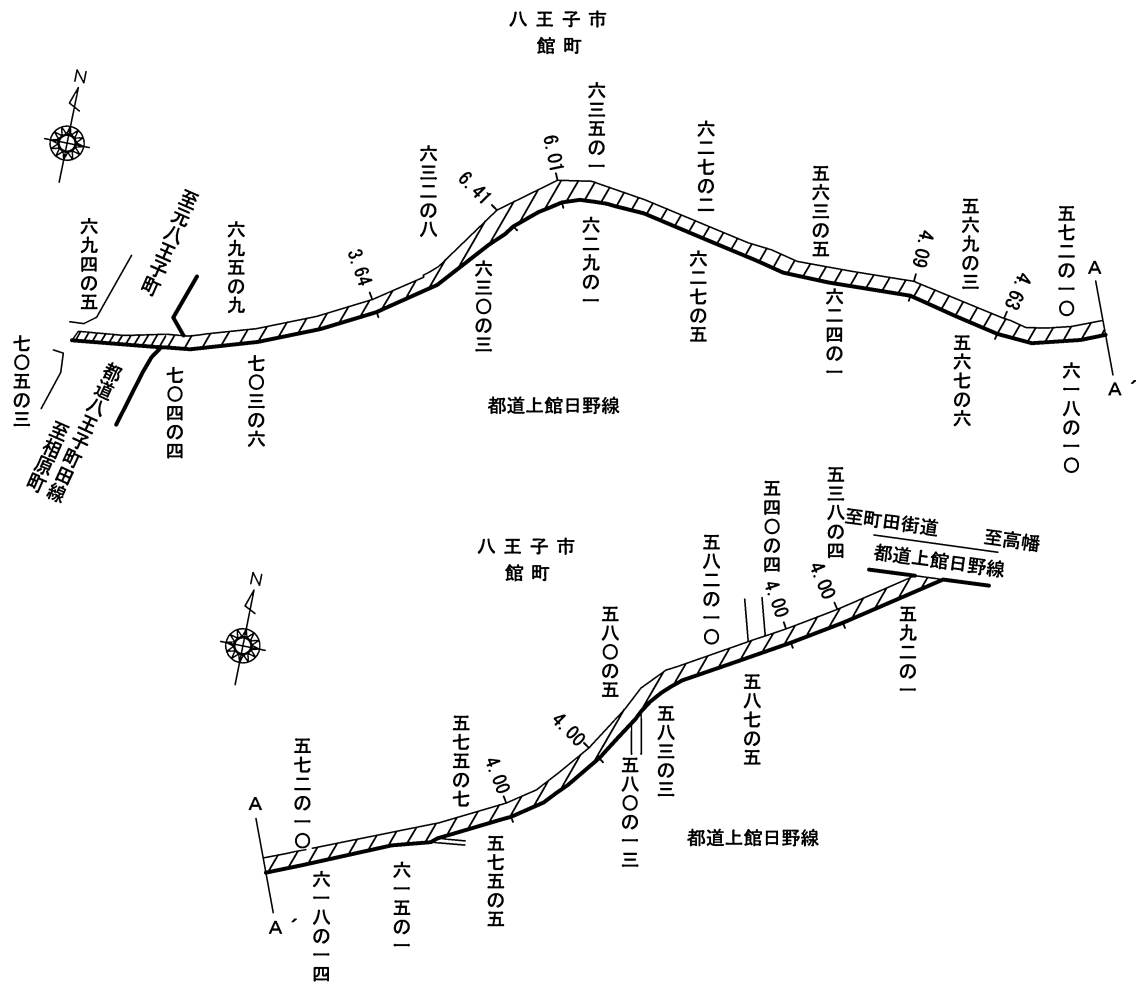
令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 本郷赤羽
二 変更の区間 北区上十条三丁目二十七番七地先から同

三 変更の概要 区上十条四丁目一番七地先まで
別図表示のとおり
四 変更の期日 令和六年四月一日





●東京都告示第三百八十一号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第一百七号）

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立練馬城址公園 別図(1)のとおり 令和六年四月一日

東京都立大戸緑地 別図(2)のとおり 同日

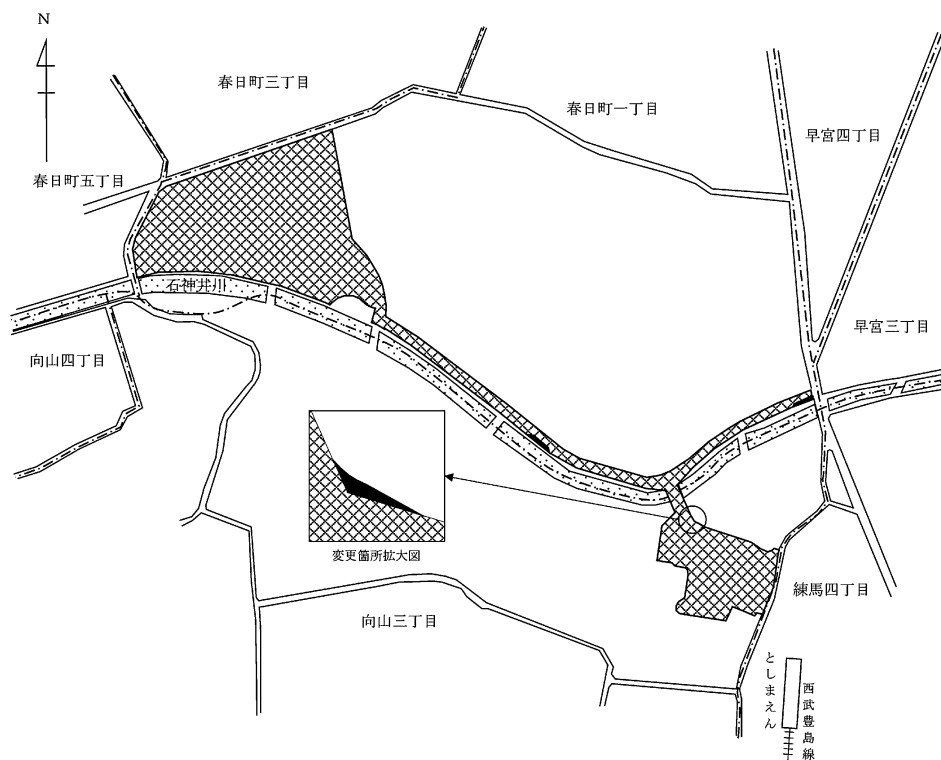
東京都立六仙公園 別図(3)のとおり 同日

別図(1)

東京都立練馬城址公園 区域変更略図

変更箇所 練馬区春日町一丁目及び向山三丁目

追加区域	面積	変更前の区域	面積
変更後の面積	三二、二一八・一五	平方メートル	平方メートル
		平方メートル	平方メートル

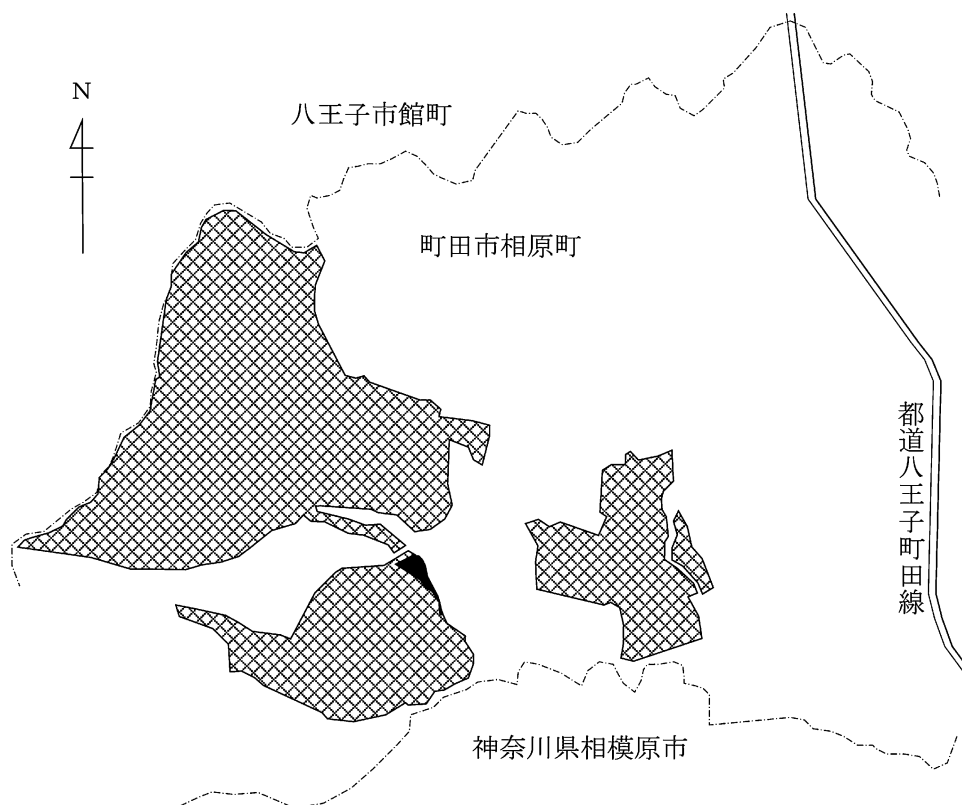


別図(2)

東京都立大戸緑地 区域変更略図

変更箇所 町田市相原町

追加区域	面積	変更前の区域	面積
変更後の面積	二九四、九六四・一五	平方メートル	平方メートル
		平方メートル	平方メートル

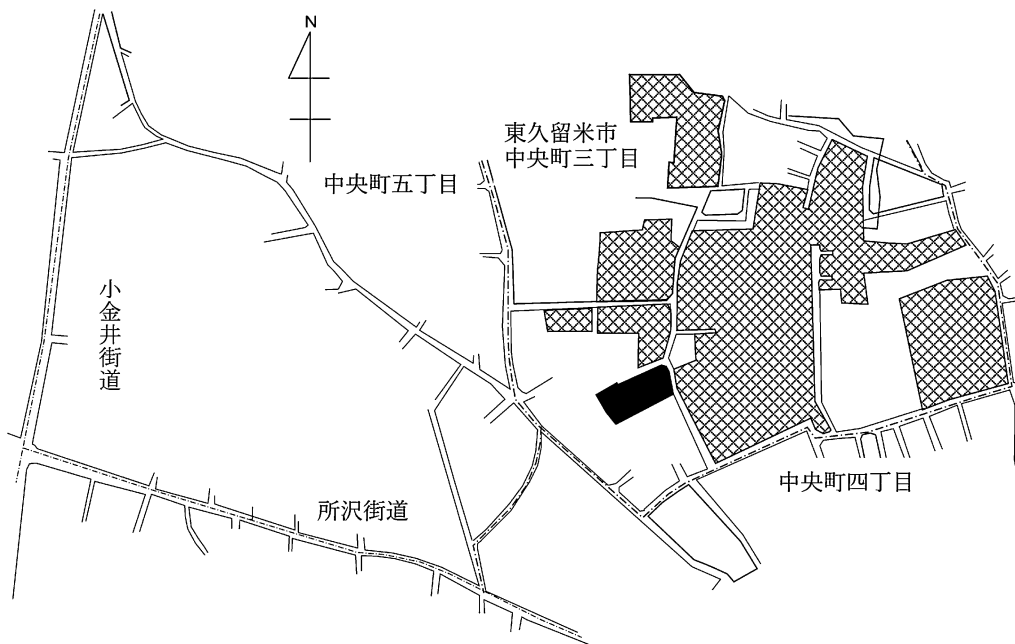


別図(3)

東京都立六仙公園 区域変更略図

変更箇所 東久留米市中央町三丁目

変更前の区域	面積	六五、八七四・八〇	平方メートル
追加区域	面積	二、二八二・一一	平方メートル
変更後の面積	六八、一五六・九一		平方メートル



●東京都告示第三百八十二号

東京都港湾環境整備負担金条例（昭和五十五年東京都条例第五十八号）第二条第二項の規定により、令和六年度に実施する港湾工事のうち、負担対象工事として指定しようとする工事の種類を、次のとおり告示する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事
- 二 前号に掲げる施設の維持の工事
- 三 漂流物の除去その他の清掃のための工事

●東京都告示第三百八十三号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
野積場	品川ふ頭I野積場	一三、六五四・四一・九	港区港南五丁目十一番	令和六年四月一日
	変更前	変更後		
	トル	トル		

●東京都告示第三百八十四号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変

[illegible]

別図

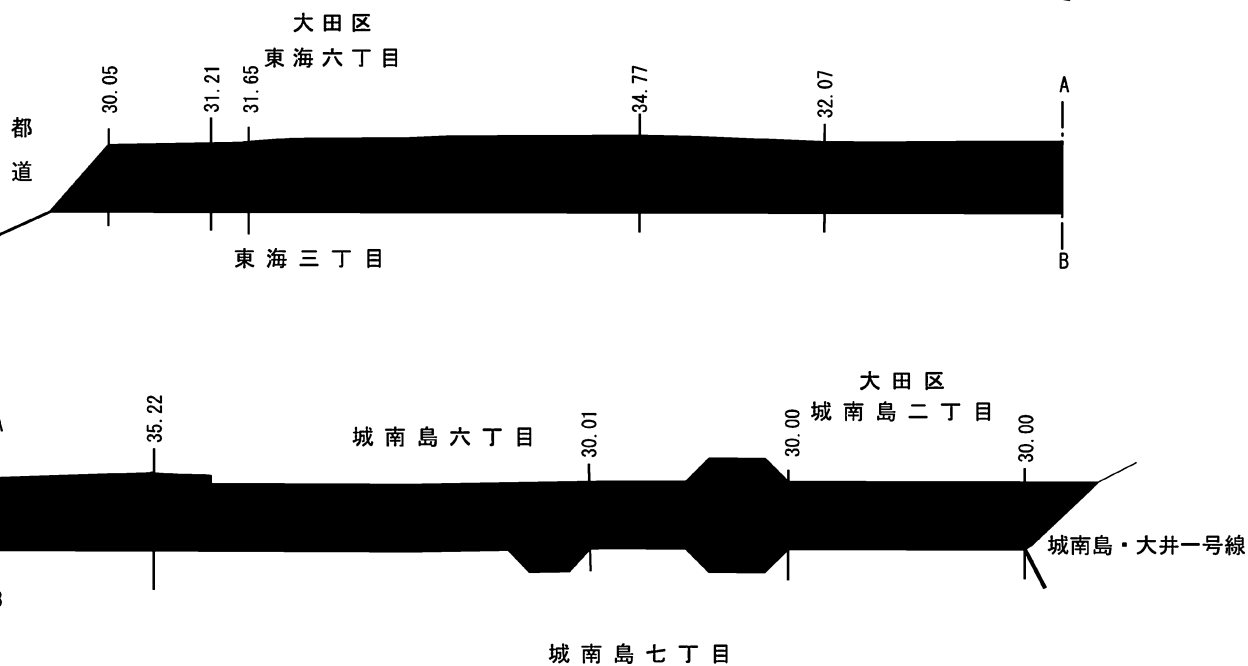
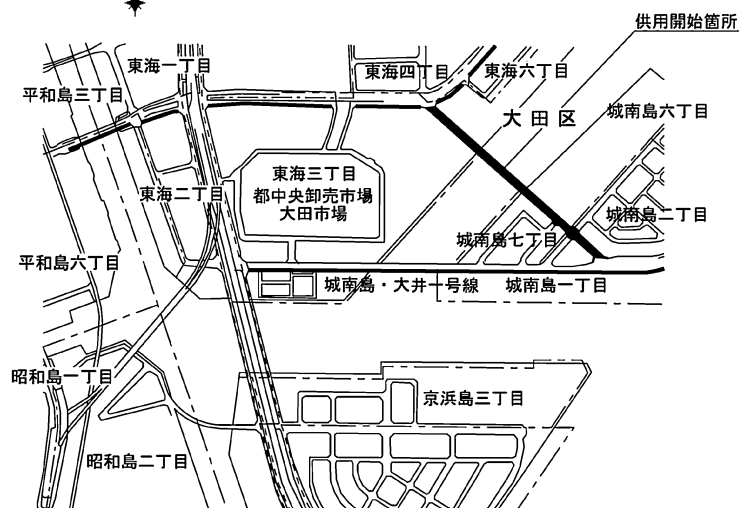
城南島・大井二号線供用開始略図

大田区東海六丁目地内から同区城南島二丁目地内まで



延長 九二七・八三メートル
面積 三〇、五二四・六五平方メートル

案内図



●東京都告示第三百八十九号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十二条第一項の規定に基づき、臨港道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から起算して二週間東京都港湾局港湾経営部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 臨港道路

路線名 占用を制限する区域

城南島・大田区東海六丁目地内から同区城南島二大井二号 丁目地内まで
線

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

三 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和六年四月一日

行 東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 号
〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定 価
本号 一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）
印刷所 勝美印刷株式会社
電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号
〇三（三八二一）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001